

富士市監査基準

平成25年3月27日制定
令和2年3月16日改正
令和6年3月29日改正

目次

第1章 総則

第1節 一般基準（第1条－第4条）

第2節 実施基準（第5条－第10条）

第3節 報告基準（第11条－第13条）

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の事前手続（第14条－第17条）

第2節 リスク・アプローチ監査（第18条－第20条）

第3節 監査等の実施手続（第21条－第23条）

第3章 監査等の結果（第24条－第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

第1節 一般基準

（目的）

第1条 この基準は、富士市監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の基本となる大綱を定めることにより、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則った効果的な監査等の実現を図り、もって、市の行財政運営における合規性、効率性等の確保を保証し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 監査委員は、違法又は不正の指摘にとどまらず、事務改善に資する指導又は助言に重点を置いて監査等を実施するものとする。

2 監査等の実施に当たっては、法令等に従って適正かつ正確に執行されているかという視点を主眼とするほか、経済性、効率性及び有効性の視点到意するものとする。

3 監査等の方法は、原則としてリスク・アプローチ（誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を重点的かつ優先的に行う手法をいう。）に基づき、監査等のテーマ、対象とす

るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の影響度等を総合的に判断し、監査等のプロセスが全体として効果的かつ効率的になるよう調整するものとする。

（監査委員の使命）

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び市の事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査等を実施し、その結果に関する報告又は意見（以下「報告等」という。）を決定し、これを議会及び市長に提出し、公表することなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって地方自治の本旨の実現に寄与する。

（監査委員の責務）

第4条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い常に公正不偏の態度を保持し、独立かつ客観的な立場で正当な注意を払い監査等を実施するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 監査委員は、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

4 監査委員は、監査等がこの基準に準拠して実施されるために必要な質の管理を行い、監査等の事務を補助する事務局職員に対して適切な指示を行うものとする。

5 監査委員は、議会又は市長にあらかじめ意見を聴かれた場合、信義誠実な態度で応じるものとする。

6 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

7 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

第2節 実施基準

（監査等の実施方針）

第5条 監査等は、別表第1に掲げる左欄の区分に応じ、その同表の右欄に掲げる実施方針に準拠して実施するものとする。

(監査計画)

第6条 監査委員は、別表第1に掲げる実施方針に基づき監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように監査等の計画を策定するものとする。

2 監査計画の策定に当たっては、リスクの内容と影響度及び過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に評価、勘案するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第7条 監査等の実施に当たっては、各種の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるように調整し、監査等を行うものとする。

(監査等の方法)

第8条 監査等の方法は、次の各号に定めるもののうち、試査を原則とする。ただし、試査によって異常を発見した場合又は当該事項について監査の範囲を拡大して実施する必要があると認めるときは、精査によるものとする。

(1) 試査 監査等の対象を適宜に抽出して調査し、全体の正否又は適否を判断するもの

(2) 精査 監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにするもの

2 試査による場合は、リスクの水準、対象項目の影響度等を考慮して、その範囲を決定するものとする。

(監査専門委員等との連携)

第9条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

(監査証拠の確保)

第10条 監査等の実施に当たっては、監査等の項目ごとにその重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して、監査結果の意見等を形成するに足る合理的かつ適切な監査証拠を得るまで監査等を実施するものとする。

第3節 報告基準

(報告等の提出)

第11条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって報告等を決定し、速やかに提出するとともに公表しなければならない。

(報告書等の作成)

第12条 監査委員は、報告等を行うにあたり、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載した報告書等を作成する。

2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意するものとする。

3 指摘事項及び注意事項の記載に当たっては、合理的かつ明確な根拠に基づくものとする。

(報告等の事前漏出の禁止)

第13条 監査等の結果は、原則として、報告等の提出以前に、第三者に漏出させてはならない。

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の事前手続

(監査計画に定める事項)

第14条 年間監査計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の基本方針
- (2) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (3) 監査等の項目及び着眼点
- (4) 監査等の実施場所
- (5) 監査等の対象別実施予定時期
- (6) 監査等の実施担当課名
- (7) 監査等の対象期間
- (8) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 年間監査計画の前提として把握した事象等が変化した場合又は監査の実施過程で新たな事実を発見した場合は、適宜、年間監査計画を修正できるものとする。

(事前通知)

第15条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

(資料要求等)

第16条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めることができるものとする。

(事前研究)

第17条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等の調査研究を行い、前条の規定に基づき提出された資料及び前回の監査等における問題点等の把握等に努めるものとする。

第2節 リスク・アプローチ監査

(リスクの評価)

第18条 監査等に当たっては、監査リスク（監査委員が重要な事務の管理及び執行等の欠陥を看過して、誤った監査意見を形成する可能性をいう。）を勘案し、監査等の実施前に事業上のリスクを評価するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第18条の2 前条のリスクの内容及び程度の評価に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査リスクの構成)

第19条 監査リスクは、固有リスク、統制リスク及び発見リスクで構成される。

2 固有リスクは、行政内部のチェック機能が存在していないと仮定した場合に業務が違法又は不当に執行される可能性をいい、行政を取り巻く環境の変化等に起因する種々のリスク及び事業が本来有する特有のリスクから成る。

3 統制リスクは、業務の違法又は不当な執行等が行政内部のチェック機能によっても防止できない、又は適時に発見されない可能性をいう。

4 発見リスクは、業務の違法又は不当な執行等が監査等を実施しても発見されない可能性をいう。

(リスク・アプローチによる監査手続)

第20条 監査等の実施に当たっては、前条のリスク等を考慮して、リスクの高い監査対象には重点的かつ慎重な監査手続を適用し、リスクの低い監査対象には相応の監査手続を適用するものとする。ただし、監査等の種類によりリスク・アプローチによる監査手続が有効ではない場合は、この限りでない。

第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第21条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次の各号に定めるもののうち、通常実施すべき監査等の実施手続を可能な限り選択適用し、必要に応じて、その他の監査等の実施手続を選択適用して実施するものとする。

(1) 通常実施すべき監査等の実施手続

- ア 照合 証拠突合、帳簿突合、計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
- イ 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめる。
- エ 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。
- オ 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求める。
- カ 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。
- キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。

(2) その他の監査等の実施手続

- ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにする。
- イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。
- ウ 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し、両者が事実上一致するかどうかを確かめる。
- エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

(監査等の着眼点)

第22条 監査等は、別表第2に掲げる項目に着目し、前条に掲げる手法を適宜に用いて実施するものとする。ただし、監査等の対象により、その都度着眼点を追加して定めることができるものとする。

(監査等の処置基準)

第23条 監査等の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものは、別表第3に掲げる処置基準により処置するものとする。

第3章 監査等の結果

(報告の提出等)

第24条 監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を次の各号に掲げたものに提出等しなければならない

- (1) 定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、工事監査、随時監査、公金の収納又は支払事務に関する監査及び例月現金出納検査については、議会及び市長
- (2) 直接請求に基づく監査については、議会、市長及び請求人の代表者
- (3) 議会の要求に基づく監査については、議会
- (4) 市長の要求に基づく監査については、市長
- (5) 住民監査請求に基づく監査については、請求人
- (6) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査については、市長又は企業管理者

(意見の提出)

第25条 決算審査、基金の運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、審査意見を市長に提出しなければならない。

- 2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、市長又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。
- 3 市長等の損害賠償責任の一部免責に係る条例の制定又は改廃及び住民監査請求に係る損害賠償請求等の放棄について、議会から意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。
- 4 監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

(勧告)

第26条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会又は市長に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

- 2 定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、工事監査、随時監査、住民の直接請求に基づく監査並びに市長及び議会の要求に基づく監査の結果に関する報告のうち特に措置を

講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

(報告等の決定)

第27条 報告等の決定は、原則として監査委員の合議によるものとする。

- 2 定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、工事監査、随時監査、住民の直接請求に基づく監査並びに市長及び議会の要求に基づく監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(報告書等の公表)

第28条 監査委員は、次に掲げる報告書等を作成したときは、速やかに公表しなければならない。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

- 2 前項の公表は、富士市公告式条例（昭和41年富士市条例第1号）第2条第2項の例及び市ウェブサイトによる。

(報告書等の記載事項)

第29条 監査報告書及び審査意見書には、概ね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

- (1) 報告等の提出日
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 本基準に準拠している旨
- (4) 監査等の種類
- (5) 監査等の概要
 - ア 監査等の実施期間
 - イ 監査等の対象（部課等、事業名又は財政援助団体等にあつては団体名）
 - ウ 監査等の対象とした事項及び範囲
 - エ その他監査等の目的又は着眼点
 - オ 外部の専門家に委託した場合は、委託した内容及びその結果
- (6) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 別表第3で定める指摘事項及び注意事項

(監査等の結果報告後の処置)

第30条 監査等の結果のうち指摘事項及び注意事項については、議会又は市長等から適時、措置状況の報告を求めるものとする。

2 議会又は市長等からの措置状況報告は、これを公表しなければならない。

3 議会又は市長等から報告を受けた措置の実施が停滞している場合は必要な措置の速やかな実施を促し、かつ公表するものとする。

4 住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は市長から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

5 第26条第2項の規定に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

6 監査委員は、第26条2項の規定に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

7 公表の方法については、第28条第2項の規定を準用する。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この基準に定めるもののほか、監査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。なお、改正前の第12条、第29条、第30条及び別表第3の規定は令和5年度会計に係る監査等について、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

監査の区分	監査の実施方針
定期監査	市の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているか。また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているか。
行政監査	主に、以下の点を主眼とする。 1 市の事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているか。 2 法令等の定めるところに従って適正に行われているか。 3 事務手続が適切かつ正確に行われているか。
財政的援助団体等監査	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。
工事監査	市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているか。
随時監査	定期監査に準じてその都度定める。
公金の収納又は支払の事務に関する監査	公金の収納又は支払の事務処理が、法令等の規定及び指定金融機関として指定する契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼とする。
住民の直接請求に基づく監査	請求の内容によりその都度定める。
議会の要求に基づく監査	要求の内容によりその都度定める。
市長の要求に基づく監査	要求の内容によりその都度定める。
住民監査請求に基づく監査	請求の内容によりその都度定める。
職員の賠償責任に関する監査	要求の内容によりその都度定める。
例月現金出納検査	毎月の現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主

	眼とする。
決算審査	決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。
基金の運用状況審査	基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。
健全化判断比率等の審査	健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを主眼とする。

備考

監査委員は、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者に報告を求めらるものとする。

別表第2（第22条関係）

項目	監査等の着眼点
合規性	法令、条例等に従って適正に処理されているか。
正確性	決算等の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか。又は、事務手続が適切かつ正確に行われているか。
経済性	より少ない費用で実施できているか。
効率性	同じ費用でより大きな成果が得られないか。又は、費用との対比で最大限の成果を得ているか。
有効性	事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。又は、効果を上げているか。
実在性	事物が物理的又は情報的に存在しているか。
網羅性	すべての会計処理が漏れなく、又は重複なく記録されているか。

別表第3（第23条関係）

区分	内容	処置の内容
指摘	<p>次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等（条例、規則、要綱、要領、基準等を含む。）に明らかに違反し、市民及び市に著しい損害を与えるもの 2 市民の信頼を失墜させるもの 3 書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為又は重大な過失と認められるもの 4 財務事務が著しく不適正で指摘すべきと認めるもの 	<p>具体的内容を報告書等に記載して市長等に提出するとともに、公表する。</p> <p>また、代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める。</p>
注意	<p>次のいずれかに該当すると認められるもののうち、市民及び市に大きな損害又は影響を及ぼすもの若しくはその恐れのあるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入・支出の執行で不適切なもの 2 契約行為で是正又は改善等を要するもの 3 現金・預金の管理で不十分なもの 4 事務手続で著しく不適切なもの 5 経済性、効率性、有効性等に疑義があり、是正又は改善等を要するもの 6 過去の監査等で注意、指導等した事項で改善の努力がなされていないもの 	<p>具体的内容を報告書等に記載して市長等に提出するとともに、公表する。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求めることができる。</p>
指導	<p>指摘事項又は注意事項に該当しない軽微なもので修正、改善等の指導を要するもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で指導するとともに、是正を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めることができる。</p>

		できる。
検討・ 要望	改善の検討又は業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めることができる。</p>